マンション自主防災組織防災資機材助成事業　Q&A

Ⅰ　マンション自主防災組織に関すること

1　マンション自主防災組織とはなんですか？

⇒地震等の災害発生時に組織的な応急活動ができるよう、管理組合等が自助及び共助の取組として自主的に結成した中高層マンションの自主防災組織のことです。

2　この制度の対象となる、「中高層マンション」とは何ですか？

⇒地階を除く 5 階以上かつ住宅部分が 20 戸以上の共同住宅のことを指します。

3　自主防災組織の結成については、マンション管理組合の総会での決定が必要ですか？

⇒自主防災組織の結成について、マンション住民の合意が得られている必要があります。マンションによって必要な手続きは異なりますので、各マンションの管理組合の規約等に基づいて決定してください。

4　どのような組織編成をすればよいですか？

⇒特に決まりはありません。新宿区発行の「中高層マンション防災対策マニュアル「マンション防災はじめの一歩」」等を参考にしてください。

Ⅱ　申請に関すること

1　申請に必要な書類を教えてください。

⇒①新宿区中高層マンション自主防災組織防災資機材支給申請書（第 1 号様式）、②新宿区中高層マンション自主防災組織防災資機材支給申請リスト（第 2 号様式）、③自主防災組織の役員名簿、④自主防災組織の結成を証明できる書類（総会・理事会の議事録等）、⑤マンション防災計画の 5 点が必要となります。

2　事前相談では何をするのですか。

⇒申請書類一式の案を作成し、各受付期間中に危機管理課へ提出してください。（FAX 可）
内容の確認や修正等について担当者から連絡するため、担当者の連絡先等を明記してください。

3　申請の窓口はどこですか。

⇒申請書類一式を、危機管理課（新宿区役所本庁舎 4 階 13 番窓口）へ提出してください。郵送でも受け付けています。メール及び FAX では受け付けていません。**※事前相談を必ず行って下さい。**

	提出書類	提出方法
事前相談	申請に必要な書類のコピー	FAX・郵送・持ち込み
申請書原本	申請に必要な書類の原本	郵送・持ち込み（FAX 不可）

4　受付は先着順ですか。

⇒申請書類一式の受付順です。

5　申請書はどこでもらえますか。

⇒区ホームページから出力するほか、危機管理課窓口でも配布しています。

6　資機材の詳細はどこで確認できますか。

⇒区ホームページに掲載しているほか、危機管理課窓口でも閲覧できます。

7　合計 20 万円を超えた分を自身の自主防災組織で負担するので、20 万円を超えてもよいですか。

⇒合計 20 万円を超える組み合わせにすることはできません。必ず税込 20 万円以内となるように組み合わせて申請してください。

8　申請を受け付けることができない場合とはどのような場合ですか。

⇒提出書類に不備があった場合等は、申請を受け付けることができない場合があります。また、申請組織数の状況によっては、今年度中の申請を受け付けることができない場合があります。

9　今年度申請をする予定ですが、来年度も同じように申請をしたいと検討しています。

⇒資機材の支給は、1 組織につき 1 回限りとなりますので、2 回目の申請はできません。

１０「自主防災組織の結成を証明できる書類」とはどのようなものですか？

⇒自主防災組織の結成について、管理組合等の総会・役員会で承認された際の議事録等が該当します。

１１　マンション防災計画とはなんですか。

⇒マンション自主防災組織が、自助及び共助の防災対策について、必要な事項を独自に定めたマニュアルのことです。

※消防法第八条で作成を義務付けている『消防計画』とは異なります。

１２　申請の受付期間はどのようになっていますか。

⇒以下の表のとおりです。

なお、申込状況によっては、第 2 期、第 3 期の受付を実施しない場合があります。

	申請受付期間	申請書原本 提出締切日	納品時期 （目安）
第 1 期	5 月 15 日(木) ～ 7 月 11 日(金)	7 月 15 日(火)	9 月末頃
第 2 期	8 月 12 日(火) ～ 10 月 3 日(金)	10 月 7 日(火)	12 月末頃
第 3 期	11 月 4 日(火) ～ 12 月 26 日(金)	1 月 6 日(火)	3 月中旬頃

Ⅲ　資機材に関すること

1　資機材にはどのようなものがありますか。

⇒『中高層マンション自主防災組織防災資機材助成事業資機材カタログ』を参照してください。

2　資機材を支給してもらいましたが、返品して、別の資機材と交換してもらうことはできますか。

⇒一度支給した資機材は、返品はできません。また、別の資機材と交換することはできません。

3　使用しているうちに消耗・劣化したので、新しいものと交換してもらうことはできますか。

⇒経年劣化等による消耗部材の交換等の維持管理は、各自主防災組織で行ってください。

4　使用期限があるものについて、使用期限が過ぎた後、交換してもらうことはできますか。

⇒使用期限を過ぎた物品の更新・交換等は、各自主防災組織で行ってください。

5　支給された資機材を使用しなくなったので、引き取ってもらうことはできますか。

⇒故障した資機材の廃棄等は、各自主防災組織で行ってください。ただし、資機材の支給を受けたあと、1 年以内に自主防災組織を解散・活動休止する場合は、資機材を返却していただきますので、区に報告をしてください。

6　合計 20 万円に達しなかった差額を、現金で支給してもらうことはできますか。

⇒資機材の合計金額が 20 万円に満たなかった場合でも、その差額を現金で支給することはできません。また、差額分を翌年度に持ち越して申請することもできません。

7　合計 10 万円分だけでも申請できますか。

⇒合計 20 万円の範囲であれば、申請額は問いません。ただし、差額分を現金で支給したり、翌年度の申請に持ち越したりすることはできません。

8　支給された資機材がよいものだったので、追加で備えたいのですが、どうしたらよいですか。

⇒各自主防災組織の負担で購入してください。

Ⅳ　納品に関すること

1　納品の時期はいつ頃ですか。

⇒以下の表のとおりです。

	申請受付期間	申請書原本 提出締切日	納品時期 （目安）
第 1 期	5 月 15 日(木) ～ 7 月 11 日(金)	7 月 15 日(火)	9 月末頃
第 2 期	8 月 12 日(火) ～ 10 月 3 日(金)	10 月 7 日(火)	12 月末頃
第 3 期	11 月 4 日(火) ～ 12 月 26 日(金)	1 月 6 日(火)	3 月中旬頃

2　資機材の納品はどのようになりますか。

⇒納品時期が近づいてきたら、区から各自主防災組織へ納品の連絡をします。その後、配送業者から各自主防災組織への日程調整の連絡を行ったうえ、各マンションへ納品を行います。納品の際は、受取人の方の署名等をお願いします。

Ⅴ　防災訓練等に関すること

1　支給された資機材を使用した防災訓練でなければならないのですか。

⇒必ずしも、支給された資機材を活用した訓練でなくても構いませんが、資機材の動作確認は、時機

をみて実施してください。

2　訓練実施報告の書式はありますか。

⇒「新宿区中高層マンション自主防災組織　防災訓練等実施報告書（第４号様式）」を用いて報告してください。様式は、区のホームページ上で公開しています。

3　報告する対象となる防災訓練等は、実動訓練でないといけませんか。

⇒実動訓練のほか、机上訓練や防災に関する勉強会等でも構いません。

Ⅵ　防災区民組織に関すること

1　資機材助成を受けた場合、必ず防災区民組織の登録をしなければならないのですか。

⇒防災区民組織への登録は任意ですが、マンション自主防災組織の継続的な活動のため、是非、防災区民組織への登録を検討してください。

2　防災区民組織に登録するのに必要な手続きはどのようなものですか。

⇒登録にあたっては、届出が必要になりますので、詳しくは区にお問い合わせください。

3　防災区民組織に登録すると、どのような支援が受けられますか。

⇒「防災区民組織活動助成金」の交付を受けることができます。加入世帯数に応じて、５～10 万円を上限に毎年度交付しています。

4　新宿区に登録されている防災区民組織は、どのような組織ですか。

⇒「新宿区防災区民組織の育成に関する要綱（平成７年６月 14 日付７新環防第 228 号）」に定める組織であり、地域の一員として、地域の防災活動への貢献を目指すものです。令和７年４月１日現在、224 組織の登録があります。

Ⅶ　その他

1　今年度は申請を見送る予定ですが、来年度の申請を検討しているため、来年度の予約はできますか？

⇒来年度も、本事業を実施予定ですが、今年度中からの予約はできません。来年度の募集期間に合わせて、申請を行ってください。

2　来年度の制度も内容は同じですか？

⇒今年度と大きく変更になる予定はありませんが、申請受付時期や支給品目等については、変更になる可能性があります。